



山形県公報

平成19年3月13日(火)
第1823号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令.....(建築住宅課)...318

### 告 示

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)... 同  
 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)... 同  
 同.....( 同 )...319  
 都市計画事業の認可.....( 同 )... 同  
 過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道の県代行工事の完了.....( 同 )... 同  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
 同.....( 同 )...320  
 県道の供用の開始.....( 同 )... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 同.....( 同 )...321  
 土砂災害警戒区域の指定.....(河川砂防課)... 同  
 同.....( 同 )... 同  
 土砂災害特別警戒区域の指定.....( 同 )...324  
 同.....( 同 )... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会3月定例会の招集.....327

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... 同

### 企業局関係

#### 規 程

山形県水道用水供給規程の一部を改正する規程.....328  
 山形県工業用水道供給規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(消防学校)...329  
 同.....(保健医療大学)...330  
 同.....(置賜総合支庁保健企画課)...331  
 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...332  
 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....( 同 )...333

一般競争入札の公告..... ( 農業総合研究センター畜産試験場養豚支場 ) ...333  
 同 ..... ( 庄内総合支庁庄内空港事務所 ) ...334  
 同 ..... ( 教育委員会 ) ...335  
 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表..... ( 監 査 委 員 ) ...337  
 一般競争入札の公告..... ( 企 業 局 ) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ...338  
 同 ..... ( 同 ) ...339

**訓 令**

山形県訓令第 1 号

土 木 部  
総 合 支 庁

建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令

建築基準法施行細則取扱規程 ( 昭和30年 5月県訓令第23号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号及び第 4 号中「吏員」を「職員」に改め、同条第 5 号中「削印し」を「消印し」に、「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1 日から施行する。

**告 示**

山形県告示第209号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程 ( 昭和44年 9月県告示第967号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「年 0 . 50パーセント」を「年 0 . 40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成19年 2月20日から適用する。
- 2 平成19年 2月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第 210号

都市計画法 ( 昭和43年法律第100号 ) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 寒河江都市計画公園
  - (2) 名 称 3・2・3号中央工業団地第 1 号公園、3・2・4号中央工業団地やくわ公園、2・2・20号本楯公園、2・2・21号みずき公園、2・2・22号こもれび公園、2・2・23号栄町ふれあい広場
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画緑地
  - (2) 名称 6号チェリーランド河川敷公園
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第212号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・12号下釜山岸線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 寒河江市七日町及び中央一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成19年3月13日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第213号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定により県が施行している公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了した。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共下水道の名称 大蔵村特定環境保全公共下水道
- 2 工事の内容及び工事の区域又は区間  
幹線管渠 最上郡大蔵村大字清水字清水地内から同村大字清水字平ノ下地内まで
- 3 工事完了の年月日 平成18年12月11日

## 山形県告示第214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 新庄市金沢字吉袋850番から<br>同 850番1まで |   | 旧    | 18.8メートル<br>と<br>10.0 | メートル<br>42 |
| 同                           | 上 | 新    | 18.8メートル<br>と<br>6.5  | 同上         |

## 山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 角沢鳥越線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 新庄市大字角沢字内野2594番から<br>同 字駒場1834番1まで |   | 旧    | 17.0メートル<br>と<br>8.0  | メートル<br>796 |
| 同                                  | 上 | 新    | 35.0メートル<br>と<br>12.6 | 同上          |

## 山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市金沢字吉袋850番から  
同 850番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月13日

## 山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 土内五日町線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字萩野字仁田山3032番2から  
同 字小倉6991番5まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月13日

山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月13日から同月26日まで縦覧に供する。  
 平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 土内五日町線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字萩野字小以良川7096番1から  
同 7159番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月13日

山形県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
 平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 温泉          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 川崎 1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 川崎 2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

山形県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
 平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 宝沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 神達沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蛭沢沢 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大平沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|          |          |     |
|----------|----------|-----|
| 大平沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 亀岡沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 高安沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 南沢       | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北和田沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢3    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 千石沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 千石沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小時沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 入蛭沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢3     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢4    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 高安沢2     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩森沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩森沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩森沢 - 3  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢4     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 3 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢6     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢2     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 金原新田沢3  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金原沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 九龍作沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 奈良坂沢5   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 奈良坂沢6   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 細越 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 細越 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 羽山      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蛭沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金原      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鼠持      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 見柳 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 見柳 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹森山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日渡前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日渡前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡内      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入蛭沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 駄子町     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石伝      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩森 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩森 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 南佐沢 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|-----|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 温泉            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡田 3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 川崎 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 川崎 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 宝沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 神達沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 蛭沢沢 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大平沢 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大平沢 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 亀岡沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|          |          |     |
|----------|----------|-----|
| 南沢       | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北和田沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢3    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 千石沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 千石沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小時沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 入蛭沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢3     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢4    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩森沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩森沢 - 3  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢4     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢5 - 3 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢6     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蛭沢沢2     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢2   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原新田沢3   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 金原沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 九龍作沢     | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢5    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 奈良坂沢6    | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 金沢沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 細越 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 細越 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 羽山      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蛭沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金原      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鼠持      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 見柳 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 見柳 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹森山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日渡前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日渡前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡内      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入蛭沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 駄子町     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石伝      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩森 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩森 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南佐沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成19年3月13日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

- 1 招集の日時 平成19年3月15日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- (1) 山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の設定について
- (2) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の設定について
- (3) 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 教育委員会職員の人事について
- (5) 教職員の人事について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月13日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄中「自動車運転免許試験場長  
指 導 官」を「自動車運  
免許試験場長」に改め、同表行政職給料表適用職の警察本部長の警察署の項職級6の欄中「上席少年補導専門官」  
「上席少年補導専門官  
を 指 導 員」に改め、同表研究職給料表適用職の警察本部長の項職級4の欄中「専門研究官」を  
「副 主 幹  
専門研究官」に改める。

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「航空隊長  
国際犯罪捜査情報官」を「航空隊長」に改め、  
同表警察官の職の警察本部長の警察署の項職級6の欄中「派出所長」を「派出所長  
指 導 員」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄及び別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄の改正規定は、同年3月14日から施行する。



限）通知書（別記様式第5号）により、あらかじめ」に改め、「制限水量、日時及び理由を」を削る。

第11条第2項中「1平方センチメートル当たり0.5キログラム」を「0.05メガパスカル」に改める。

第12条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改める。

第13条中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改める。

第14条第2項中「別記様式第7号」を「別記様式第8号」に改める。

第17条中「別記様式第8号」を「別記様式第9号」に改める。

第18条中「別記様式第9号」を「別記様式第10号」に改める。

別記様式第9号を別記様式第10号とし、別記様式第8号を別記様式第9号とし、別記様式第7号（裏）中「別記様式第7号」を「別記様式第8号」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第6号を別記様式第7号とし、別記様式第5号を別記様式第6号とし、別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号

給 水 停 止（制 限）通 知 書

年 月 日

様

山形県企業管理者 氏 名 印

山形県工業用水道供給規程第10条第2項の規定により、下記のとおり給水を停止（制限）するので通知します。

記

1 理 由

2 給水停止（制限）期間 年 月 日 時から  
年 月 日 時まで

3 給水制限水量  $m^3$  / 時

4 作 業 箇 所

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県消防学校長 菅 原 明 廣

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字堤27 - 1 山形県消防学校大会議室（1階）

(2) 日 時 平成19年3月29日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び予定数量 灯油 70,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、仕様書に示す納入方法にて納入すること。
- (3) 納入場所 仕様書による。
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
  - (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字堤27-1 山形県消防学校総務課 電話番号0235-66-2022(直通)

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を、平成19年3月16日(金)午後5時までに山形県消防学校総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県立保健医療大学長 日下部 明

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学4階401会議室
- (2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS 1種2号)132,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 山形県立保健医療大学
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学総務課総務係 電話番号023(686)6695
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立保健医療大学総務課総務係で交付するほか、山形県立保健医療大学のホームページ(<http://www.yachts.ac.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月20日(火)午後4時までに山形県立保健医療大学総務課総務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県置賜総合支庁長 齊 藤 忠 男

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜保健所講堂
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 無鉛レギュラーガソリン(JIS 2号) 16,800リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、店頭渡しにて指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 店頭渡し
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 山形県置賜保健所庁舎から半径1キロメートル以内に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

米沢市金池三丁目1番26号 山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係 電話番号0238(22)3000

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日（金）午後5時までに山形県置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年7月13日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん嶋店  
山形市嶋9番地55外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 尾花沢市大字尾花沢5217番地  
代表取締役 二藤部 洋

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 尾花沢市大字尾花沢5217番地  
代表取締役 二藤部 洋

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月24日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,985平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 191台
- (2) 駐輪場の収容台数 66台
- (3) 荷さばき施設の面積 96平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時15分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後8時まで

8 届出年月日

平成19年2月22日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに長井市役所において平成19年4月13日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド山形長井店  
長井市館町南4036番地1

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成18年10月20日

3 意見の概要

大規模小売店舗届出書における周辺地域の生活環境の保持については、騒音、交通量及び廃棄物量など、あくまでも予測値であり、今後、予測を上回ると認められた場合は、速やかに対応すること。

特に、オープン時、休日、特売日等にはアクセス道路の交通量が增大すると予想されることから、来店及び退店経路の周知に努め、さらには左折入庫、左折出庫の徹底を図り、交通渋滞を引き起こさないよう対策を講じるとともに、開店後も届出書に沿って生活環境の保持に努め、周辺の宅地化など環境の変化に対しても十分対応すること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長 長 南 利 幸

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市浜中字八窪1 山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場会議室  
 (2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS 1種2号) 80,000リットル  
 (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。  
 (3) 納入場所 酒田市浜中字八窪1 山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場農場  
 (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
 (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
 (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
 (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること(同条第2項により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)  
 (5) 山形県庄内総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること  
 (6) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
 酒田市浜中字八窪1 山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場庶務係 電話番号0234(91)1255
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。  
 (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月20日(火)午後4時までに山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場庶務係に提出すること。  
 (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。  
 (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。  
 (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油(配達)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長 田 中 健 治

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 酒田市浜中字村東30-3 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所車庫2階会議室  
 (2) 日 時 平成19年3月29日(月) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(配達) 19,200リットル  
 (2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで  
 (3) 納入場所及び納入方法 仕様書による。

- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりに係る軽油引取税額を加えた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)  
(5) 山形県庄内総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。  
(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市浜中字村東30-3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係 電話番号0234-92-4123

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月20日(火)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係に提出すること。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。  
(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。  
(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、牛用飼料の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県立置賜農業高等学校長 長谷川 幸一

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東置賜郡川西町大字上小松3723番地 山形県立置賜農業高等学校ゼミ室2  
(2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
イ 搾乳牛用配合飼料 11,000キログラム  
ロ 高泌乳牛サプリメント 1,000キログラム  
ハ 代用乳 300キログラム  
ニ 人工乳前期(スターター) 600キログラム  
ホ 人工乳後期 1,000キログラム  
ヘ 育成牛用配合飼料 3,000キログラム

- ト 繁殖和牛用配合飼料 3,000キログラム
- チ ハイキューブ 10,000キログラム
- リ ビートパルプ 5,000キログラム
- ヌ アルファルファ乾草 500キログラム
- ル チモシー乾草 15,000キログラム
- ヲ 繁殖和牛用イネ科乾草 10,000キログラム

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、山形県立置賜農業高等学校が指定する日時に指定する数量を袋詰め状態で納入すること。

(4) 納入場所 東置賜郡川西町大字上小松3723番地 山形県立置賜農業高等学校畜舎飼料調理室

(5) 入札方法 (1)のイからヲまでの品目ごとの1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）

(5) 山形県置賜総合支庁の管轄区域内に本店又は営業所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東置賜郡川西町大字上小松3723番地 山形県立置賜農業高等学校事務室 電話番号0238(42)2101

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立置賜農業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 2の(1)の品目ごとの契約金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(1)の品目ごとの入札価格が規則第120条第1項の規定により作成されたそれぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、品目ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月20日（火）午後4時までに山形県立置賜農業高等学校事務室に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成19年2月13日公表した監査結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年3月13日

山形県監査委員 佐 藤 藤 彌  
 山形県監査委員 田 辺 省 二  
 山形県監査委員 加 藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査実施団体名          | 指 摘 事 項                                                                                           | 措 置 の 内 容                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 決算において、未払金の計上が適切でないものがある。                                                                         | 会計処理について、社会福祉法人会計基準及び法人の規定を遵守し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                                                               |
| 財団法人山形県農業振興機構    | 貸借対照表に適切でないものがある。                                                                                 | 会計処理について、公益法人会計基準及び法人の規定を遵守し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                                                                 |
| 財団法人山形県林業公社      | 決算が適正でないものがある。                                                                                    | 会計処理について、公益法人会計基準及び法人の規定を遵守し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                                                                 |
| 財団法人山形県みどり推進機構   | 決算が適正でないものがある。                                                                                    | 会計処理について、公益法人会計基準及び法人の規定を遵守し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                                                                 |
| 財団法人山形県埋蔵文化財センター | 決算において、未払金の計上が適切でないものがある。                                                                         | 会計処理については、公益法人会計基準及び法人の規定を遵守し、適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                                                               |
| 財団法人山形県体育協会      | (1) 会計帳簿の整備を要するものがある。<br>(2) 決算が適正でないものがある。<br>(3) 支出、契約事務が適切でないものがある。<br>(4) 現金の保管方法が適切でないものがある。 | 会計原則及び当該団体会計規程などに従うべく改善指導を行い、既に当該団体より処理状況及び改善方針の報告を得ております。<br>今後、当該報告に沿った業務の運営状況を凝視するとともに、公益法人運営及び会計処理全般において適正に執行するよう引き続き指導してまいります。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所会議室
- (2) 日 時 平成19年3月30日(金) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 981,000 キログラム
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所
- (4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局村山地区水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月23日（金）までに山形県企業局村山地区水道事務所総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所会議室
- (2) 日 時 平成19年3月30日（金）午前10時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用次亜塩素酸ナトリウム 423,000 キログラム
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所
- (4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局村山地区水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月23日(金)までに山形県企業局村山地区水道事務所総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水道用液体苛性ソーダの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月13日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所会議室
- (2) 日 時 平成19年3月30日(金) 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
水道用液体苛性ソーダ 225,000 キログラム
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所
- (4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡西川町大字吉川10の5 山形県企業局村山地区水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局村山地区水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月23日(金)までに山形県企業局村山地区水道事務所総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。